

事務連絡
令和2年5月28日

富士宮市スポーツ少年団
単位団事務担当者 様

富士宮市スポーツ少年団
本部長 須藤美視

富士宮市スポーツ少年団活動の再開について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言が解除されたのを受け、富士宮市スポーツ少年団の対応方針を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

- 1 活動再開時期 令和2年6月1日（月）から
- 2 社会・学校体育施設の利用制限
 - (1) 1団体及び1人につき、1日2時間以内とする。
※1人が複数の団体に所属している場合も、同日中の利用は1人1団体のみ1日2時間以内とする。
 - (2) 学校体育施設については、各単位団が従来から使用している施設に限り利用することができる。
※民間施設を利用して活動する場合も、上記（1）（2）を遵守すること
- 3 各体育施設に係る制限内容 別紙「6月以降の体育施設利用制限」のとおり
- 4 活動にあたっての留意点
 - (1) 3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること
 - (2) 活動前の検温を実施すること
 - (3) 施設利用者名簿を提出すること
別添「富士宮市スポーツ施設利用者名簿」のとおり
※様式は、富士宮市民体育館のホームページからダウンロードできます。
 - (4) 運動時以外のマスクの着用、こまめな手洗いと手指消毒を実施すること
 - (5) 利用者の持ち込む用具類（ボール、ラケット等）を消毒すること
 - (6) 学校体育施設を利用した場合は、団員等が触れた場所及び使用した用具類の消毒を行うこと
 - (7) 無観客状態を確保すること（付き添いの保護者等は別の場所で待機する）
 - (8) 6月における各種大会の開催の中止または延期をすること
 - (9) 運動不足になっていることを考慮し、団員の表情や体調を観察しながら指導すること
 - (10) 3密の回避や怪我の防止など指導方法や練習内容を工夫すること
（接触を伴う組技の自粛など）
 - (11) 活動は練習のみで、他団体との練習試合は行わないこと

裏面あり

5 その他

- (1) 「静岡県スポーツ少年団活動における感染防止対策」(2020/5/18)を確認し、必要な対策を講じること
- (2) スポーツ少年団登録システムのメール機能を通じて、情報提供することがありますので、登録アドレスを再度確認し、受信できるようにしておくこと。

問合せ先

富士宮市スポーツ少年団事務局

担 当：望月

TEL:0544-22-1190

FAX:0544-22-1242

※この名簿は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防策のために使用します。それ以外の目的には使用しません。

また、取得してから1か月以上経過しましたら、廃棄いたします。

富士宮市スポーツ施設 利用者名簿

利用団体名					
利用日時		令和 年 月 日 () 時 ~ 時			
利用場所					
利用人数		人			
当日責任者		(連絡先電話番号)			
NO.	利用者氏名	住所	電話番号	体温	症状
1				℃	あり・なし
2				℃	あり・なし
3				℃	あり・なし
4				℃	あり・なし
5				℃	あり・なし
6				℃	あり・なし
7				℃	あり・なし
8				℃	あり・なし
9				℃	あり・なし
10				℃	あり・なし
11				℃	あり・なし
12				℃	あり・なし
13				℃	あり・なし
14				℃	あり・なし
15				℃	あり・なし
16				℃	あり・なし
17				℃	あり・なし
18				℃	あり・なし
19				℃	あり・なし
20				℃	あり・なし

NO.	利用者氏名	住 所	電 話 番 号	体 温	症 状
21				℃	あり・なし
22				℃	あり・なし
23				℃	あり・なし
24				℃	あり・なし
25				℃	あり・なし
26				℃	あり・なし
27				℃	あり・なし
28				℃	あり・なし
29				℃	あり・なし
30				℃	あり・なし
31				℃	あり・なし
32				℃	あり・なし
33				℃	あり・なし
34				℃	あり・なし
35				℃	あり・なし
36				℃	あり・なし
37				℃	あり・なし
38				℃	あり・なし
39				℃	あり・なし
40				℃	あり・なし
41				℃	あり・なし
42				℃	あり・なし
43				℃	あり・なし
44				℃	あり・なし
45				℃	あり・なし

<静岡県スポーツ少年団活動における感染防止対策> (2020/5/18)

○活動参加の留意事項

- ①毎朝の検温をする。家族も同様。
- ②以下の事項に該当する場合は、自主的に参加しない。
 - ア 体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ③団員の練習参加は保護者に必ず同意を得て行う事とする。

○活動に向けた準備

- ①マスクを持参する【マスク予備も持参する】。
家から練習会場への移動時にもマスク着用（着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- ②個人用の洗浄液、除菌ティッシュ、薬用石鹸等を持参する。
- ③熱中症対策用の水分補給飲料は多めに持参する。
- ④スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。やむを得ず共用するスポーツ用具については、こまめに消毒する。

○活動中の留意事項

- ①団員に発熱有る場合は、保護者に連絡し練習には参加させない。
- ②室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うため、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、団員、指導者、保護者との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
強度が高い運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ⑤走る・歩く等においては、前の人呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- ⑥コロナウイルス対策と併せて熱中症対策としてこまめな水分補給をする。涼しいところでマスクをはずして体を冷やす等の工夫をすること。
- ⑦マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず熱中症等、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知する。
- ⑧活動中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑨運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ⑩タオルの共用はしないこと。
- ⑪飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。

○活動場所の留意事項

(更衣室、休憩・待機)

- ①休憩・待機場所は日陰での大きなスペースを確保。
- ②更衣室、休憩・待機スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。(障がい者の介助を行う場合を除く。)
- ③広さにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ④室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること。
- ⑤換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(洗面所・トイレ)

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。
- ③換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

○活動終了後の留意事項

- ①帰宅する移動時もマスクを着用する。
- ②ゴミは各自で持ち帰る。

○見学者・観客の留意事項

- ①見学者・観客同士が密な状態とならないよう、一定の距離を保つようにし、必要に応じ、あらかじめ席の数を減らすなどの対応をとる。
- ②大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。

6月以降の体育施設利用制限

施設名	制限内容	備考	
市民体育館	第一体育室	A・Cコートのみ開放 1コート20人程度まで	
	第二体育室	卓球台3台、バドミントン1面を開放	利用者には終了時間を通知するカードを渡す
	武道場	床フロアと畳フロアの同時利用不可(柔道と剣道の併用利用不可、若しくは柔道と空手) 25人程度まで	
	弓道場	3人立まで	
	会議室	30人程度まで	用途は会議のみ
	ランニング走路	人数制限は特に定めがない 1人1日2時間以内	
	トレーニングルーム	当面の間、利用休止	
	市民テニスコート	10コート全て開放 1面利用10人程度まで	
	市民プール(屋内)	最大4コースを利用 30人(子供プール含む)程度まで 更衣ロッカー数の制限 小中学生の利用不可 保護者同伴の場合幼児の利用は可	
	市民プール(屋外)	未定	
外神スポーツ広場	2団体まで利用可	練習のみで他団体と試合は行わない	
山宮ふじざくら球技場	少年サッカー2面または成人サッカー1面 2団体まで利用可	練習のみで他団体と試合は行わない	
上井出スポーツ広場	1団体まで利用可		
物見山スポーツ広場	1団体まで利用可		
B & G 海洋センター	第一体育室	利用者が少ないため、施設管理者より各団体に対し密にならないよう個別に指導する	
	第二体育室	利用者が少ないため、施設管理者より各団体に対し密にならないよう個別に指導する	
	会議室	30人程度まで	用途は会議のみ
	プール	未定	
芝川スポーツ広場	利用者が少ないため、施設管理者より各団体に対し密にならないよう個別に指導する		
学校体育施設	6月末までは体育館・グラウンドの一般開放は当該小中学校校区を従来から定期的にご利用している団体に限って利用可 学校体育施設でのスポーツ少年団活動は、拠点としている学校体育施設でのみ利用可	練習のみで他団体と試合は行わない	